

2004年11月1日

新潟県中越地震 被災地域のご契約に対する特別の取扱い および被災されたみなさまへの支援について

このたび新潟県中越地震により被災されたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。
また、一日も早い復旧とご健康をお祈り申し上げます。

明治安田生命保険相互会社（社長 金子 亮太郎）では、新潟県中越地震により被災されたみなさまに対し、下記のとおり、ご契約の特別の取扱いおよび被災地・被災者救援を開始しておりますのでご連絡いたします。

災害救助法適用地域（法適用日10月23日）のご契約に対する特別の取扱いについて

1. 保険料払込猶予期間の延長

お申し出により、保険料の払込みについて猶予する期間を延長（最長6ヵ月）いたします。

2. 保険金・給付金、契約者貸付金等の簡易迅速なお支払いの取扱い

お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速な取扱いをいたします。

※なお、地震による免責条項は適用せず、災害関係保険金・給付金の全額をお支払いいたします。

被災地・被災者救援の実施について

1. 支援物資の提供

被災地・被災者救援を目的として、支援物資（「使い捨てカイロ1万個」「タオル1万2千本」「カップラーメン1万3千個」）を10月25日に送付いたしました。

2. 従業員募金の実施

全社役職員（約5万人）を対象に、明治安田生命労働組合と共同で、義援金募金を実施中です。集まった募金に会社からの寄付を合わせて義援金として寄付いたします。